

## 独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求について

令和元年11月22日、公正取引委員会（以下、「公取委」という。）において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたことから、本県企業局は活性炭の購入及び委託契約に関係した事業者に対し、下記のとおり損害賠償請求を行いました。

### 1 請求日及び納期限

請求日：令和3年3月10日（水）

納期限：令和3年3月30日（火）

### 2 請求額及び請求対象事業者

公取委による課徴金納付命令の対象物件のうち、本県企業局発注の契約19件に関係する下記11事業者に対し、計2,223,088,699円の損害賠償を請求する。（別紙参照）

請求対象事業者	本店所在地
本町化学工業(株)	東京都足立区中央本町一丁目2番11号
フタムラ化学(株)	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目29番16号
セラケム(株)	広島県世羅郡世羅町大字本郷954番地の1
(株)エーシーケミカル	千葉県流山市美原三丁目89番地の3
(株)クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地
幸商事(株)	東京都中央区新川一丁目17番25号
朝日汙過材(株)	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1
太平化学産業(株)	大阪府大阪市中央区東高麗橋1番16号
大阪ガスケミカル(株)	大阪府大阪市西区千代崎三丁目南2番37号
水 i n g (株)	東京都港区港南一丁目7番18号
(株)ツルミコール	神奈川県横浜市鶴見区寛政町25番3号

### 3 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約の単価と談合対象契約以後の単価の平均（令和2年度契約分まで）の差を損害割合として、談合対象契約の契約支払額に乗じて算定した。

### 4 請求の根拠

民法第709条(不法行為による損害賠償)及び第719条第1項(共同不法行為者の責任)

### 5 参考

命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122\\_1.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html)

(別紙)

## 【請求の内訳】

浄水場	契約名	損害賠償請求額
(本局)	平成 26 年度水道用粉末活性炭購入単価契約	4,401,838 円
	平成 27 年度水道用粉末活性炭購入単価契約	10,648,454 円
霞ヶ浦	(平成 26 年度)県南上水委託原第 26-30-304-6-001 号 粒状活性炭再生業務委託	358,428,155 円
	(平成 27 年度)県南上水委託原第 27-30-304-6-001 号 粒状活性炭再生業務委託	404,923,554 円
阿見	(平成 26 年度)阿見上水委託原第 26-30-324-6-009 号 粒状活性炭再生業務委託	111,902,688 円
	(平成 27 年度)阿見上水委託原第 27-30-324-6-008 号 粒状活性炭再生業務委託	129,953,565 円
	(平成 28 年度)阿見上水委託原第 28-30-324-6-008 号 粒状活性炭再生業務委託	111,388,770 円
鹿島	(平成 26 年度)鹿行上水委託原第 26-30-404-6-009 号 粒状活性炭再生業務委託	112,136,401 円
	(平成 27 年度)鹿行上水委託原第 27-30-404-6-009 号 粒状活性炭再生業務委託	126,914,039 円
	(平成 28 年度)鹿行上水委託原第 28-30-404-6-007 号 粒状活性炭再生業務委託	(※) 0 円
鰯川	(平成 26 年度)鰯上水委託原第 26-30-414-6-007 号 粒状活性炭再生業務委託	153,109,944 円
	(平成 27 年度)鰯上水委託原第 27-30-414-6-005 号 粒状活性炭再生業務委託	145,030,755 円
	(平成 28 年度)鰯上水委託原第 28-30-414-6-005 号 粒状活性炭再生業務委託	20,565,619 円
関城	(平成 26 年度)県西上水委託原第 26-30-504-6-008 号 粒状活性炭再生業務委託	162,956,484 円
	(平成 27 年度)県西上水委託原第 27-30-504-6-007 号 粒状活性炭再生業務委託	197,160,481 円
新治	(平成 26 年度)新治上水委託原第 26-30-514-6-001 号 粒状活性炭再生業務委託	34,313,322 円
	(平成 27 年度)新治上水委託原第 27-30-514-6-001 号 粒状活性炭再生業務委託	48,946,161 円
水海道	(平成 28 年度)水海上水委託原第 28-30-524-0-009 号 生物活性炭再生調査業務委託	1,094,520 円
澗沼川	(平成 27 年度)澗上水委託原第 27-30-614-0-008 号 粒状活性炭再生業務委託	89,213,949 円
計 19 件		2,223,088,699 円

(※) 鹿行上水委託原第 28-30-404-6-007 号は「談合対象契約の単価」が「談合対象契約以後の平均単価」を下回るため請求額が発生しない。